

避難行動要支援者の避難支援制度



あなたは
避難
できますか？



避難行動要支援者の避難支援制度は、災害時、避難に支援が必要な方の情報を本人の同意の上で、事前に町会・自治会や民生委員へ提供することで、災害が起こる前に自分のことを地域に知ってもらい、平常時から支援体制を整えることで、災害時の避難を支援するものです。

万が一の災害に備え、一人で避難できるか不安のある方は、この制度を利用しましょう。

問合先 市防災対策室

支援の対象者

10月1日を基準として、次の要件に該当する、在宅の方が対象になります。

区分	要件
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ● 75歳以上の一人暮らしの方 ● 75歳以上の高齢者のみの世帯の方 ● 緊急通報装置の設置世帯の方
要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護3以上の認定を受けている方
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1級・2級を持っている方 ● 療育手帳A判定を持っている方 ● 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる方で、支援を希望し、情報提供に同意した方。詳しくはお問い合わせください

※病院や施設などに長期で入院・入所している方は、対象となりません。

手続きの流れ

- 今年度新たに対象となる方と、これまでに手続きを終えていない方へ、10月末頃に次の書類を送付します
- 制度のパンフレット
- 個人情報提供同意書
- 避難支援プラン（個別計画）

平常時からの情報提供について、個人情報提供同意書に記入して意思表示をします

【情報提供に同意する方】

同意しますにチェックをして、避難支援プラン（個別計画）にも、必要事項を記入し、返送

【情報提供に同意しない方】

同意しませんにチェックし、返送

提供される情報

この制度で提供される情報は、住所、氏名、生年月日、電話番号、希望する支援の内容、現在の健康状態などです。

地域での取り組み

提供した情報は、地域における災害時の情報伝達や安否確認などの支援体制の整備に活用されます。

取り組みは地域によってさまざまですが、ある町会・自治会では、同意した方の情報を地域で共有し、災害時の連絡方法や支援体制を一人一人決めて、災害に備えるなど、災害時の支援体制の整備を進めています。

◇ この制度は、町会・自治会や民生委員など地域での助け合いが必要な制度です。日頃からの近所付き合いを通して、顔が見える関係を作っておくことが大切です。

◇ なお、災害時には、地域の方も被災する可能性があり、必ずしも支援を受けられるとは限りません。日頃から自分の身は自分で守れるように備えておくことも大切です。

支援対象者に緊急告知FMラジオを無償貸与しています

この制度の対象者のうち、`要介護認定者、`障がい者、`高齢者区分の方で情報提供を希望している方に、緊急告知FMラジオを無償貸与しています。新たに対象となる方には、平成30年1月頃に案内を送付する予定です。